

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	留置救護の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町行旅病人及び行旅死亡人取扱規則第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町行旅病人及び行旅死亡人取扱規則第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町行旅病人及び行旅死亡人取扱規則 （留置救護）</p> <p>第 4 条 町長は、被救護者が重症であるなど特別の事情により被救護者の扶養義務者又は同居の親族が第 2 条第 1 項の通知により指定した期間内に被救護者を引き取ることができない場合には、被救護者又はその引取りを行うべき者からの請求により、相当の期間を指定して被救護者の留置救護を行うことができる。なお、被救護者又はその引取りを行うべき者の請求がない場合であっても、町長が必要と認めたときは同様とする。</p> <p>（送還）</p> <p>第 5 条 町長は、次に該当する場合は、被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族に被救護者を送還することができる。</p> <p>（1） 被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族が指定期間内に被救護者を引き取らないとき。</p> <p>（2） 被救護者又は引取りを行うべき者から留置救護の請求があった場合において、相当の事情があると認められないとき。</p> <p>（3） 町長が留置救護を行う必要がないと認めたとき。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日